

# 総務委員会 報告資料

令和4年9月26日

報告事項件名	頁
1 労働者協同組合法の施行に伴う指定管理者制度等の取り扱いについて . . .	2
2 足立区SDGs未来都市計画の策定について . . . . .	4
3 SDGsモデル事業「アヤセ未来会議」の実施に伴う簡易型プロポーザル ルの事業者選定結果について	5
4 SDGsモデル事業「高架下LAB」の実施に伴う公募型プロポーザル の実施について	6
5 「足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（案）」 の策定とパブリックコメントの実施について	8
6 中期財政計画の見直しの進捗状況について . . . . .	10
7 令和4年度都区財政調整交付金の当初算定について . . . . .	18
8 足立区LINE公式アカウントの機能拡張と簡易公募型プロポーザルの 実施について	19
9 「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う対応について . . . . .	21

( 政策経営部 )

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	<b>労働者協同組合法の施行に伴う指定管理者制度等の取り扱いについて</b>
所管部課名	政策経営部 政策経営課、総務部 特命・調査担当課、総務部 契約課、会計管理室
内容	<p>労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行され、新たな法人形態として「労働者協同組合」を設立可能となる。現在、指定管理の指定を受けているNPO法人が労働者協同組合に組織変更する場合の取り扱い等について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 労働者協同組合法の概要について</b> 別紙の国資料のとおり。</p> <p><b>2 指定管理者制度における取り扱いについて</b> 現在、指定管理者であるNPO法人が労働者協同組合に組織変更する場合、当面の期間においては、組織変更に係る関係書類等をもって法人の同一性の担保がとれば、継続して指定管理者として取り扱う予定とする。</p> <p><b>3 会計手続き及び指定管理以外の契約手続きの取り扱いについて</b> 労働者協同組合への組織変更に関し、会計手続き（債権者登録の変更）や指定管理以外の契約手続き（※）については、通常、事業者が商号変更をする際と同様に対応可能である。 ※ 電子登録業者は東京電子自治体共同運営電子調達サービスへの変更入力等を行い、その他の業者は登録変更届等を区へ提出。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【参考】</b> NPO法人等から労働者協同組合への組織変更 労働者協同組合法では、現に活動するNPO法人等が労働者協同組合に組織変更を行うための規定が設けられており、組織変更ができる期間は法施行日から3年以内に限ることとされている。</p> </div>
問題点 今後の方針	指定管理者制度における組織変更等については、今後も国、都の通知や他自治体の事例等を踏まえ適宜対応していく。

# 労働者協同組合法について

生活との調和を保ちつつ、意欲・能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等

法整備

## 労働者協同組合

組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、**組合員自らが事業に従事**することを《**基本原理**》とする組織

組合を通じて

多様な就労の機会の創出

地域における多様な需要に応じた事業の実施

そして

持続可能で活力ある地域社会の実現

- 【事業の具体例】
- 介護・福祉関連（訪問介護等）
  - 子育て関連（学童保育等）
  - 地域づくり関連（農産物加工品直売所等の拠点整備、総合建物管理等）
  - 若者・困窮者支援（自立支援等）

## 1 法制化の必要性

- 持続可能で活力ある地域社会を実現するため、  
出資・意見反映・労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利の法人を、簡便に設立できる制度が求められている。
- 現行法上、このような性質を備えた法人形態は存在しないため、新たな法人形態を法制化する必要がある。

	企業組合	NPO法人	労働者協同組合
出資	○	×	○
設立	認可主義	認証主義	準則主義

## 2 労働者協同組合法のポイント

- 組合の基本原理に基づき、組合員は、加入に際し出資をし、組合の事業に従事する者とする。
- 出資配当は認めない（非営利性）。剰余金の配当は、従事分量による。
- 組合は、組合員と労働契約を締結する（組合による労働法規の遵守）。
- その他、定款、役員等（理事、監事・組合員監査会）、総会、行政庁による監督、企業組合又はNPO法人からの組織変更、検討条項（施行後5年）等に関する規定を置く。

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	足立区SDGs未来都市計画の策定について
所管部課名	政策経営部 SDGs 未来都市推進担当課
内容	<p>足立区は今年度、内閣府が公募するSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業に選定されたことを受けて、足立区SDGs未来都市計画を策定したので以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 SDGs未来都市計画について</b>          本計画は、先に内閣府に提出している「SDGs未来都市等提案書」をベースに、個人情報等を修正したものである。          詳細は別添資料のとおり。</p> <p><b>2 足立区SDGs未来都市計画の概要</b></p> <p>(1) 2030年あるべき姿          「誰もが一步踏み出せるレジリエンスの高いまち」</p> <p>地域の課題として、区の活力を蝕む「貧困の連鎖」と払拭しきれない「マイナスイメージ」を挙げている。この2つの高い壁を乗り越えていくことを区としても目指していきたいし、子どもたちや区民の方々にも逆境を乗り越えられる力を身につけてもらいたいという意図である。</p> <p>(2) 主な取組テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の根底課題である「貧困の連鎖解消」と「区に対するマイナスイメージの払拭」を進める施策展開する。</li> <li>・ 全体計画に盛り込んだ事業は、これまで区が取り組んできた事業が中心。</li> <li>・ モデル事業は、エリアデザインにより大きく変わる転機を迎えている綾瀬で展開。「まちの力」を引き出しながら西口高架下の改善や東口駅前広場の活用等を進め、イメージ改善や子どもの体験・経験の場を生み出していく。</li> </ul> <p>(3) 今後のスケジュール          10月～ 啓発冊子・特設サイト等の作成          11月～ アヤセ未来会議の実施          11月～ 高架下空き店舗の撤去工事</p>
問題点 今後の方針	<p>多くの区民、事業者にも本計画を知ってもらい、SDGsに取り組んでもらうため、今後は啓発冊子や特設サイトを作成するなど、啓発活動を強化していく。</p>

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	SDGsモデル事業「アヤセ未来会議」の実施に伴う簡易型プロポーザルの事業者選定結果について												
所管部課名	政策経営部 SDGs 未来都市推進担当課												
内容	<p>SDGsモデル事業である「アヤセ未来会議」の運営事業者をプロポーザル方式により決定したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 委託事業者</b> 株式会社エンパブリック (東京都文京区弥生二丁目12-3 2階・3階)</p> <p><b>2 委託期間</b> 令和4年契約確定日～令和5年3月31日(金) ※ 評価委員会の評価が良好な場合に限り、1年を単位として2回を限度に更新が可能</p> <p><b>3 主な委託内容</b> (1) 「アヤセ未来会議」の企画、運営(全5回) (2) 参加者へのフォローアップ、問い合わせ対応 (3) メディア制作、レポート配信</p> <p><b>4 契約予定価格</b> 4,389,000円(消費税込)</p> <p><b>5 選定結果</b></p> <table border="1" data-bbox="384 1395 1377 1704"> <thead> <tr> <th>提案事業者</th> <th>得点(300点満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社エンパブリック</td> <td>244点</td> </tr> <tr> <td>第2順位事業者</td> <td>217.33点</td> </tr> <tr> <td>第3順位事業者</td> <td>214点</td> </tr> <tr> <td>第4順位事業者</td> <td>203点</td> </tr> <tr> <td>第5順位事業者</td> <td>160.68点</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>6 今後の予定</b> 令和4年8月 特定事業者との仕様内容の協議 9月 契約請求、随意契約締結 10月 参加者募集(公募予定) 11月～ 業務開始</p>	提案事業者	得点(300点満点)	株式会社エンパブリック	244点	第2順位事業者	217.33点	第3順位事業者	214点	第4順位事業者	203点	第5順位事業者	160.68点
提案事業者	得点(300点満点)												
株式会社エンパブリック	244点												
第2順位事業者	217.33点												
第3順位事業者	214点												
第4順位事業者	203点												
第5順位事業者	160.68点												
問題点 今後の方針	SDGs未来都市への提案の中で当区が掲げた2030年のあるべき姿の実現に向け、モデル事業を着実に推進していく。												

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	SDGsモデル事業「高架下LAB」の実施に伴う公募型プロポーザルの実施について
所管部課名	政策経営部 SDGs 未来都市推進担当課
内容	<p>SDGsモデル事業である「高架下LAB」の運営事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。</p> <p><b>1 業務名</b> 足立区のSDGs推進にかかる綾瀬駅西口高架下空き店舗運営業務委託</p> <p><b>2 主な業務内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域のニーズ・特性を踏まえた、場づくりの検討・実施</li> <li>(2) 子どもたちの体験、まちづくりへの参加意欲の高い人材の活躍に資する独自イベントの企画・運営</li> <li>(3) 街のイメージを高め、賑わいの創出に資する情報発信</li> <li>(4) 施設の内装整備・維持・管理</li> </ul> <p><b>3 想定する事業例</b> プロポーザルにて事業内容は決めていくが、現時点で区としては下記のことを想定している。今後、アヤセ未来会議の参加者たちと活用方法について考え、ブラッシュアップしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人と人をつなぐコミュニティースペース 多目的に利用できるカフェ・シェアキッチンを設置して、人が自然と集い、つながる空間を創設する。シンクや調理器具等は一定程度区が用意する。いつか自分のお店を持ちたい方が、カフェや飲食店の営業にチャレンジできる場も想定。</li> <li>(2) 住民同士の趣味や文化の発信拠点 手造り雑貨等の販売やおすすめ書籍の展示を自由に行えるシェア棚や壁面ギャラリーなど、区民自らの特技や趣味を発信する場とするほか、小商いにチャレンジできる場も想定。</li> <li>(3) 学校だけでは学ぶことができない特別な経験をする機会 仲間たちと、会社設立、事業計画書の作成、資金調達など起業のプロセスを疑似体験するプログラムなどの実施を想定。</li> <li>(4) 定期イベント トークショー、マルシェ、ワークショップなど様々なジャンルのイベントを定期開催する。</li> </ul>

	<p><b>4 履行期間</b>  令和5年4月1日（土）～令和10年3月31日（金）  ※ 年1回、評価委員による評価あり。</p> <p><b>5 提案限度価格</b>  137,500,000円（消費税込）  ※ 5年間の総額</p> <p><b>6 選定会議委員</b>  （1）有識者 2名  （2）区職員 3名  （3）一般区民 2名</p> <p><b>7 今後の予定</b>  10月上旬～下旬 提案事業者募集  令和5年1月中旬 選定結果公表</p>
問題点 今後の方針	SDGs 未来都市の提案で掲げた2030年のあるべき姿の実現に向け、円滑な事業運営ができる事業者の選定に努めていく。

# 総務委員会報告資料

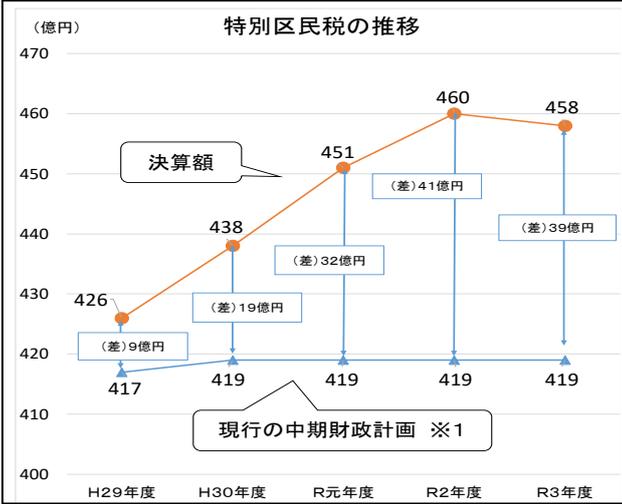
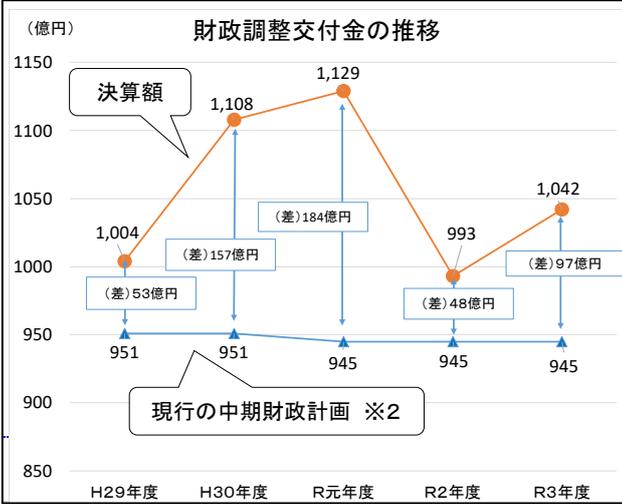
令和4年9月26日

件名	「足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（案）」の策定とパブリックコメントの実施について
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課
	<p>「足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（案）」の策定とパブリックコメントの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 策定の目的</b></p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響による急速なデジタル化への対応や人口減少社会における行政サービスの質の維持・向上を図るため、ICT技術の活用により「どうすれば課題を解決できるか」の心構えを持つ人材の育成と、真に必要な業務以外は「行かない」「書かない」「待たせない」で手続きができる区役所の実現に向け、DX推進計画の策定に取り組むこととした。</p> <p><b>2 策定の経緯</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成25年3月策定の「足立区情報化推進計画」計画期間が終了する平成29年度前より、現計画を評価・検証するとともに、次期計画の検討に着手したが、庁内のICTやデータ利活用の方向性がまとめ切れなかったことから、計画の策定に遅れが生じた。</li><li>・ ICTの環境変化や国によるデータ利活用等の計画を踏まえ、外部有識者を含む検討委員会を令和2年5月に設置し「（仮称）ICT戦略推進計画」の策定に着手した。</li><li>・ その後、令和2年12月の総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の策定や、令和3年9月の「デジタル社会形成基本法」施行及びデジタル庁創設などの流れを受け、区としても計画を根本的に見直し「DX推進計画」の策定に取り組むこととした。</li></ul> <p><b>3 策定のポイント</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 「人材育成」と「区民サービス」の視点から、DXの推進で目指す2つの将来像と、将来像実現に向けた8つの取組事項を設定した。</li><li>(2) ICT技術等を駆使し課題解決に挑戦する職員の育成を取組事項の核とした。</li></ol>

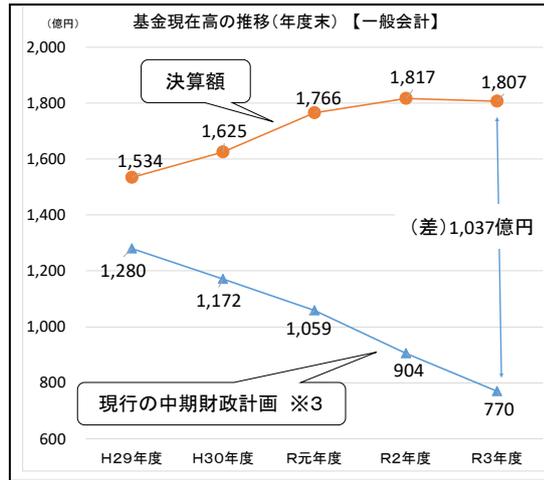
	<p><b>4 パブリックコメントの募集期間等</b></p> <p>(1) 募集期間 令和4年10月1日～令和4年10月30日</p> <p>(2) パブリックコメントにおける資料（別添資料1） 足立区デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（案）</p> <p>(3) 周知及び資料配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あだち広報9月25日号による告知及び区HPによる周知</li> <li>・ 資料を政策経営課、区政情報課、戸籍住民課、区民事務所窓口、中央図書館において配布</li> </ul> <p><b>5 今後の予定</b></p> <p>令和4年12月 パブリックコメントの結果及び意見に対する区の考え方を総務委員会に報告</p> <p>令和5年 1月 パブリックコメントの意見を踏まえ、計画案に必要な修正を加え計画を策定</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>パブリックコメント実施に向けて計画案の周知に努めていく。</p>

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	中期財政計画の見直しの進捗状況について																																																
所管部課名	政策経営部財政課																																																
内容	<p>足立区中期財政計画の見直しの進捗状況を以下のとおり中間報告する。</p> <p><b>1 現行の中期財政計画（H29～R6）の分析</b></p> <p>「現行の中期財政計画で想定した見込額」と「決算額」を比較すると、「歳入」「基金現在高」「地方債現在高」に大きな乖離が生じている。</p> <p><b>【乖離の主な原因】</b></p> <p>特別区民税や財政調整交付金などの歳入が景気動向等により増収となったことで、想定以上に基金の積立が可能になり、地方債の借入額を抑えることができたため。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 65%;">  <table border="1"> <caption>特別区民税の推移 (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>決算額</th> <th>現行の中期財政計画 ※1</th> <th>乖離 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>426</td> <td>417</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>438</td> <td>419</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>451</td> <td>419</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>460</td> <td>419</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>458</td> <td>419</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 30%;"> <p>※1 H29・H30 はやや上向くが、先の景気動向が不透明なことから、R元以降は横引きとした。</p> <p><b>【H29～R3 乖離合計】 140億円</b></p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 65%;">  <table border="1"> <caption>財政調整交付金の推移 (億円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>決算額</th> <th>現行の中期財政計画 ※2</th> <th>乖離 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29年度</td> <td>1,004</td> <td>951</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>1,108</td> <td>951</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>R元年度</td> <td>1,129</td> <td>945</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>993</td> <td>945</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>1,042</td> <td>945</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 30%;"> <p>※2 H29・H30 はやや上向くが、先の景気動向が不透明なことから、R元以降はH28当初予算並で算定。</p> <p><b>【H29～R3 乖離合計】 539億円</b></p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	年度	決算額	現行の中期財政計画 ※1	乖離 (億円)	H29年度	426	417	9	H30年度	438	419	19	R元年度	451	419	32	R2年度	460	419	41	R3年度	458	419	39	年度	決算額	現行の中期財政計画 ※2	乖離 (億円)	H29年度	1,004	951	53	H30年度	1,108	951	157	R元年度	1,129	945	184	R2年度	993	945	48	R3年度	1,042	945	97
	年度	決算額	現行の中期財政計画 ※1	乖離 (億円)																																													
H29年度	426	417	9																																														
H30年度	438	419	19																																														
R元年度	451	419	32																																														
R2年度	460	419	41																																														
R3年度	458	419	39																																														
年度	決算額	現行の中期財政計画 ※2	乖離 (億円)																																														
H29年度	1,004	951	53																																														
H30年度	1,108	951	157																																														
R元年度	1,129	945	184																																														
R2年度	993	945	48																																														
R3年度	1,042	945	97																																														

## ■ 基金全体



※3 現行の中期財政計画の基金現在高は、H28年度決算額(最終の積立・取崩額)が反映できていないため、35億円の差がある。

【基金全体の積立額】 H29～R3の5年間の決算額との差は926億円(単位:億円)

	H29	H30	R1	R2	R3	合計
(a) 現行の中期財政計画	57	67	56	65	64	※ 309
(b) 決算額	237	264	236	209	289	1,235
(c) 差額 (b-a)	180	197	180	144	225	926

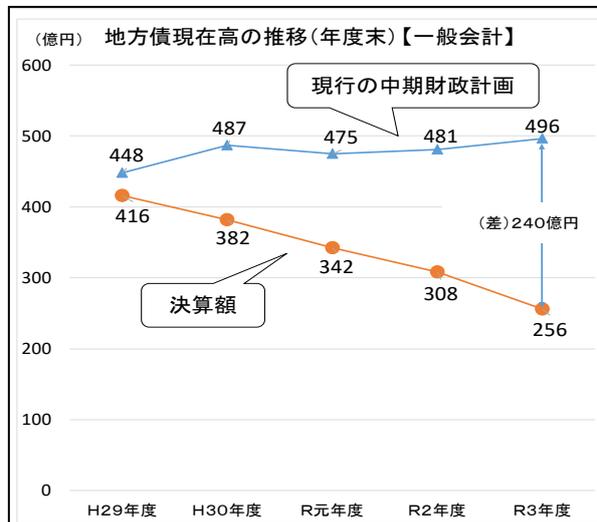
※現行の中期財政計画の主な積立額: 財政調整基金 30億円/年、義務教育基金 20～30億円/年

【基金全体の取崩額】 H29～R3の5年間の決算額との差は76億円(単位:億円)

	H29	H30	R1	R2	R3	合計
(d) 現行の中期財政計画	149	175	169	220	198	911
(e) 決算額	111	172	95	157	299	835
(f) 差額 (e-d)	△ 39	△ 3	△ 73	△ 62	101	※ △ 76

※△76億円の要因: 歳入額が想定よりも多くなり、基金を取り崩さずに済んだため。

## ■ 地方債



【地方債の借入】 H29～R3の5年間の決算額との差は271億円(単位:億円)

	H29	H30	R1	R2	R3	合計
(a) 現行の中期財政計画	54	91	36	63	80	324
(b) 決算額	20	16	2	13	2	53
(c) 差額 (b-a)	△ 34	△ 75	△ 34	△ 50	△ 78	△ 271

【地方債の返済】 H29～R3の5年間の決算額との差は41億円(単位:億円)

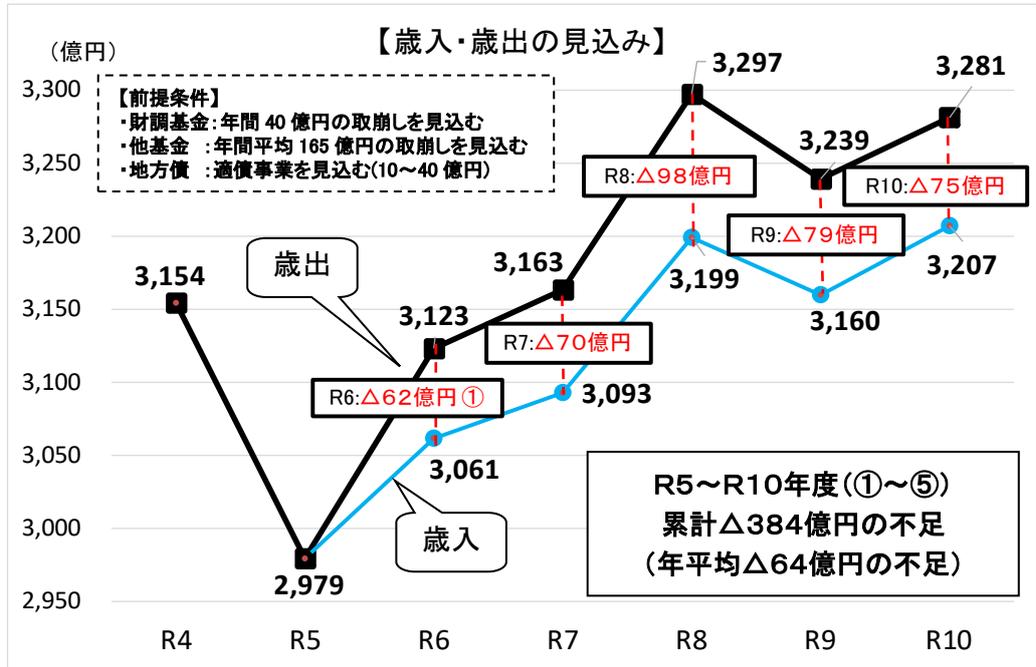
	H29	H30	R1	R2	R3	合計
(a) 現行の中期財政計画	66	58	54	63	71	312
(e) 決算額	63	54	47	50	57	271
(f) 差額 (e-d)	△ 3	△ 4	△ 7	△ 13	△ 14	※ △ 41

※△41億円の要因: 借入を想定より抑えられた結果、返済必要額が減少したため。

## 2 令和5年度から10年度までの歳入・歳出の見込み

### (1) 全体額

令和5～10年度の6年間の歳入と歳出の差は、令和4年9月時点で△384億円と想定され、基金取崩や地方債の借入などの財源対策（補てん）が必要になる。



### (2) 歳出見込み

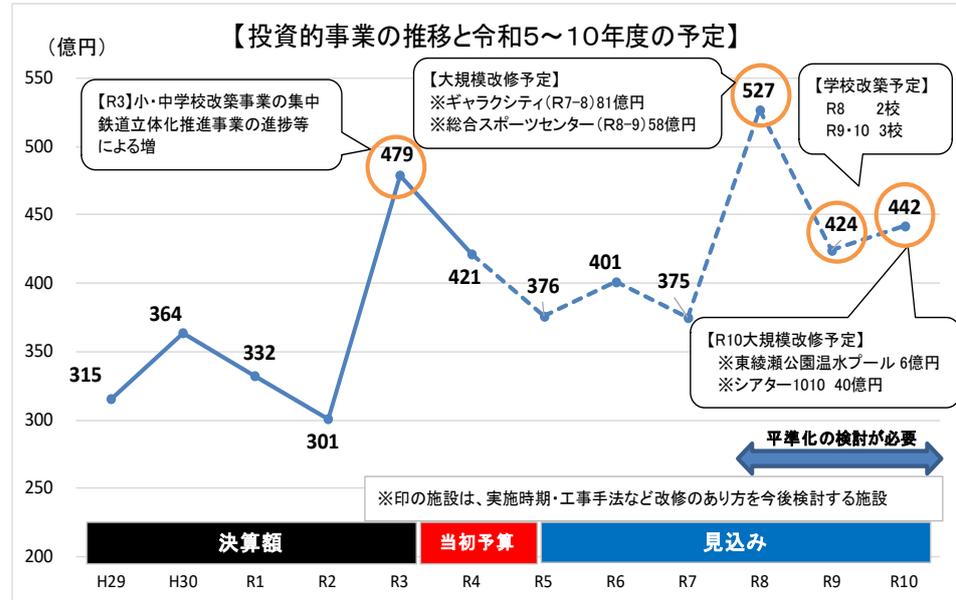
#### ア 扶助費

- ・ 扶助費は、令和5年度以降も増えることが想定される。
- ・ 主な増要因は、障がい者自立支援給付費がサービスの利用者増加に伴い、令和3年度までの10年間で約2倍に増加していることから、扶助費全体で年間1.5%程度の伸びを見込む。



## イ 投資的事業

- ・ 中期財政計画の見直しに先立ち、各部に調査した現時点での大規模改修等の計画に基づき、令和5年度から10年度の6年間の投資的事業の見込み額を2,545億円と算定。
- ・ 特に令和8年度以降は、大型施設（ギャラクシティ、総合スポーツセンター、東綾瀬公園温水プール、シアター1010等）の更新が集中し、投資的事業の経費が増えることが想定される。



## 【令和5年度～令和10年度 投資的事業の内訳】

(単位: 億円)

区分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R5～R10計
①一般施設	73	107	101	183	120	90	674
②学校施設	113	103	91	119	145	148	719
③インフラ (道路・まちづくり)	144	116	109	176	105	139	789
④情報システム	15	27	37	10	10	10	109
⑤その他	31	48	37	39	44	55	254
<b>①～⑤計</b>	<b>376</b>	<b>401</b>	<b>375</b>	<b>527</b>	<b>424</b>	<b>442</b>	<b>2,545</b>
上記のうち 主な投資的事業			ギャラクシティ32億円 梅田八丁目20億円 鍛南自然の家11億円	ギャラクシティ49億円 梅田八丁目30億円 鍛南自然の家17億円 総合スポーツセンター29億円	総合スポーツセンター29億円	東綾瀬公園温水プール6億円 シアター1010 40億円	
学校施設	区立中学校1校35億円	区立中学校1校32億円	区立小学校1校19億円	区立小学校2校46億円	区立小学校3校70億円	区立小学校2校52億円 区立中学校1校24億円	
インフラ	区画街路第9号線10億円 補助第256号線21億円	区画街路第9号線10億円 市街地再開発2億円 補助第138号線江北3億円 補助第256号線18億円	区画街路第9号線10億円 市街地再開発12億円 補助第138号線江北5億円 補助第256号線1億円	区画街路第9号線52億円 市街地再開発12億円 補助第138号線江北7億円 補助第256号線3億円	市街地再開発5億円 補助第138号線江北9億円 補助第256号線3億円	市街地再開発17億円 補助第138号線江北4億円 補助第256号線3億円	

## 【今後の方向性】

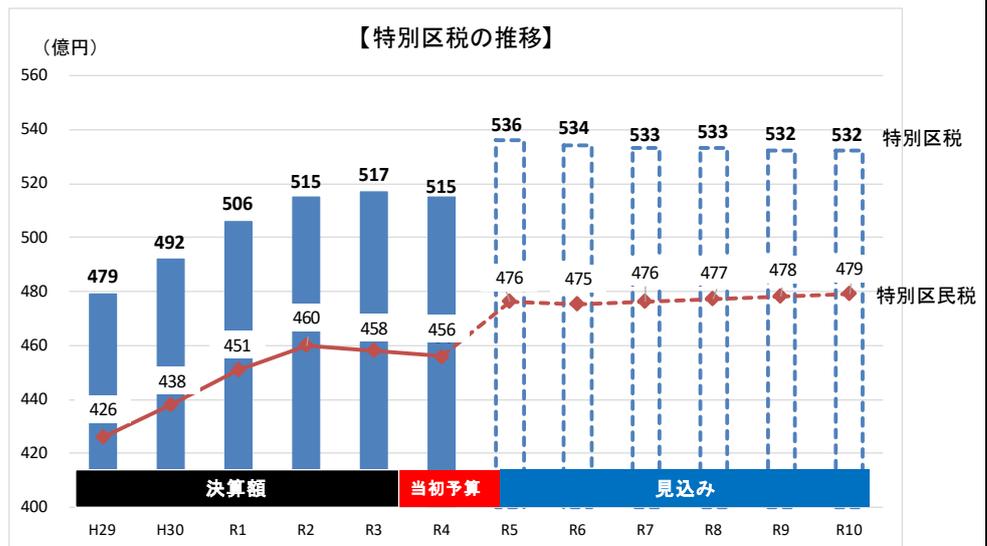
- ・ 公共施設の更新が集中する令和8年度以降について、大型施設の工事内容の精査により、改修の必要性や工事の時期、手法を明確にし、経費の平準化を図る必要がある。
- ・ 併せて、施設利用者の安全を確保するために、安易に先送りすることなく、必要な工事費の財源確保に努める。

### (3) 歳入見込み

#### ア 特別区税

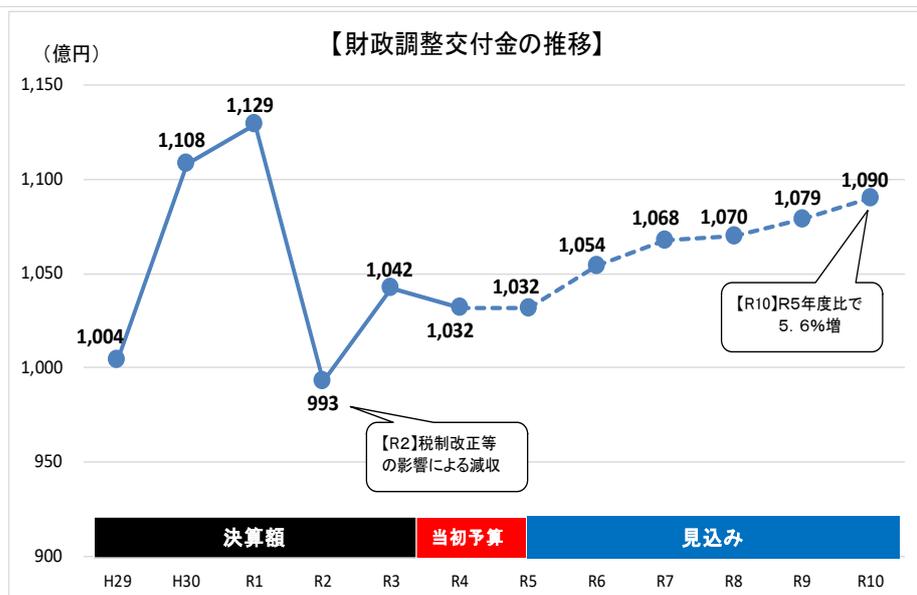
特別区民税は微増見込み(※)であるが、特別区たばこ税が減額見込みであることから、特別区税全体では令和10年度は令和5年度比△0.7%を見込む。

※ 令和4年度の特別区民税は当初予算よりも増加となる見込みであること、これまでの実績から令和6年度以降は納税義務者が増加予定であることから、微増を見込む。ただし、令和5年度に復興税が終了することに伴い、令和6年度は微減(△1億円)を見込む。



#### イ 財政調整交付金

GDP成長率による地方税収予測(※)に基づき、令和6年度以降、増を見込む。 ※中長期の経済財政に関する試算 (R4. 1. 14 経済財政諮問会議提出資料)



#### (4) 財源対策

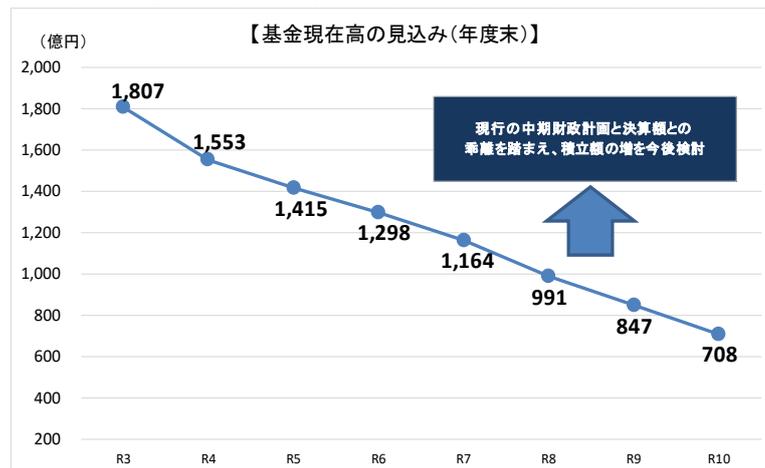
##### ア 基金（令和5～10年度）

###### (ア) 取崩額

- ・ 令和5～10年度の大規模改修等の計画に基づき、公共施設建設資金積立基金、義務教育施設建設等資金積立基金等の各基金の活用を想定。
- ・ 基金取崩にあたり、令和10年度末の各基金現在高を、翌年度以降の財政運営に支障が出ないよう、少なくとも2年分以上（令和11・12年度分の見込額708億円）を残す形で、取崩額を算定した。
- ・ なお、不足額への財源対策は、歳出削減または財政調整基金のさらなる取崩が必要となる。現時点では、過去3年間の実績に基づき、令和6年度以降の財政調整基金の取崩額を年間40億円と見込む。

###### (イ) 積立額

- ・ 現時点では、基金全体で年間67億円の積立を見込んでいる。



(単位:億円)

		R5	R6	R7	R8	R9	R10
(a)財政調整基金	積立額	35	35	35	35	35	35
	取崩額	65	40	40	40	40	40
	年度末現在高	359	354	349	344	340	335
(b)公共施設建設 資金積立基金	積立額	20	0	10	0	20	0
	取崩額	44	60	61	103	61	52
	年度末現在高	386	327	276	173	133	81
(c)義務教育施設建設等 資金積立基金	積立額	0	5	2	5	0	25
	取崩額	45	56	75	60	82	74
	年度末現在高	463	413	341	287	205	156
(d)その他基金	積立額	12	27	20	27	12	7
	取崩額	53	29	26	39	30	41
	年度末現在高	207	204	198	186	169	136
基金合計(a+b+c+d)	積立額	67	67	67	67	67	67
	取崩額	207	185	202	242	213	207
	年度末現在高	1,415	1,298	1,164	990	847	708

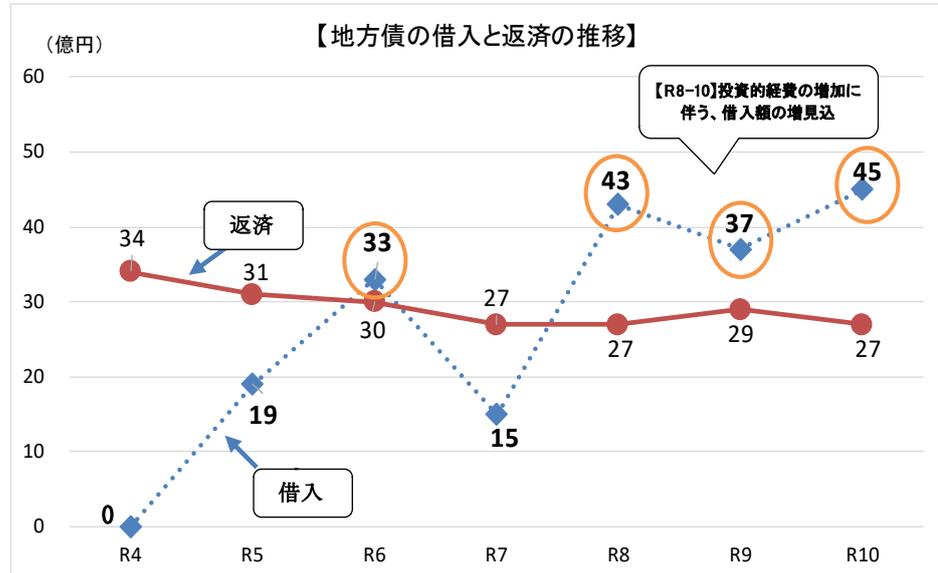
#### 【今後の方向性】

「現行の中期財政計画で想定した基金現在高の見込額」と「基金現在高の決算額」が乖離しているため、計画上の積立額を再検討し、乖離が大きくなるようにする。

## イ 地方債

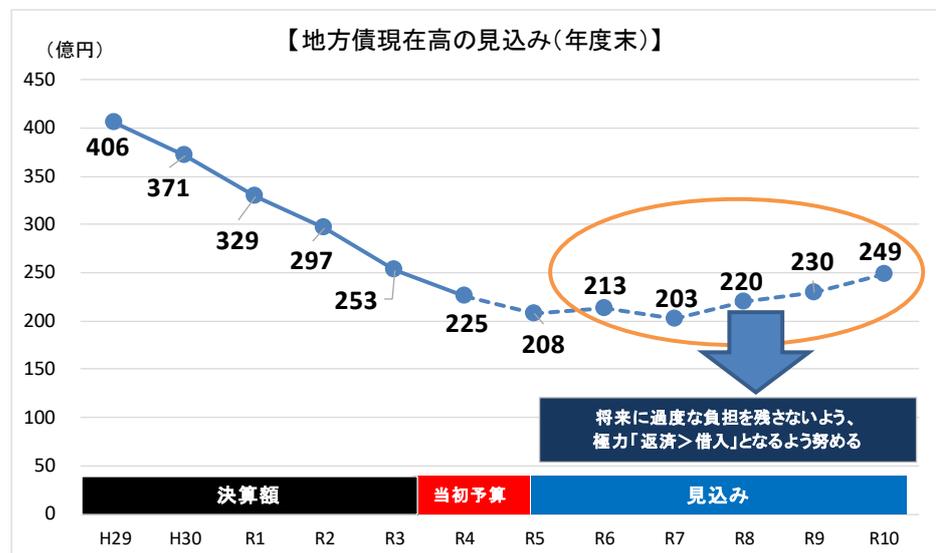
### (ア) 借入

令和5～10年度の地方債の借入は、学校改築やインフラ事業に活用予定であるが、令和8年度以降に投資的経費が増えることが想定されるため、借入額の増加が見込まれる。



### (イ) 現在高の見込み

- 令和5～10年度の借入を、(ア)のとおり見込んだ場合、令和7年度以降の地方債現在高の増加が見込まれる。



### 【今後の方向性】

将来に過度な負担を残さないよう、歳入の状況を踏まえつつ、極力「返済額>借入額」になるように適債事業を精査し、可能な限り借入額を減らすことで、地方債現在高を減らしていく。

	<p><b>3 スケジュール</b></p> <p>令和4年12月まで 一般施設のマネジメント計画との整合 大型施設の大規模改修検討 6年間の財政フレーム精査、当初予算整合 区議会第四回定例会に中間報告予定</p> <p>令和5年 2月 区議会第一回定例会に報告予定</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回見直しの中期財政計画について、適正な積立額を検討し、乖離が大きくなるようにする。</li> <li>・ 投資的事業は、特に大型施設（ギャラクシティ、総合スポーツセンター、東綾瀬公園温水プール、シアター1010）の大規模改修方針を検討するとともに、地方債借入についても、各年度の歳入状況を踏まえつつ、極力借入額が返済額を上回らないよう努める。</li> </ul>

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	令和4年度都区財政調整交付金の当初算定について																																																	
所管部課名	政策経営部 財政課																																																	
内容	<p>令和4年度都区財政調整の区別算定結果について報告する。</p> <p><b>1 都区財政調整交付金（当初算定）</b></p> <p>(1) 23区全体 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">当初算定額</th> <th rowspan="2">増減額</th> </tr> <tr> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額</td> <td>20,904</td> <td>22,320</td> <td>1,416</td> </tr> <tr> <td>基準財政収入額</td> <td>12,128</td> <td>12,335</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>8,776</td> <td>9,985</td> <td>1,209</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">内訳</td> <td>財源不足額</td> <td>8,935</td> <td>10,137</td> <td>1,202</td> </tr> <tr> <td>財源超過額</td> <td>159</td> <td>152</td> <td>△7</td> </tr> <tr> <td>(普通交付金総額)</td> <td>8,935</td> <td><b>10,137</b></td> <td>1,202</td> </tr> </tbody> </table> <p>(増減率) 13.4%</p> <p>企業収益の堅調な推移を背景とした市町村民税法人分の大幅な増収により、特別区全体の交付額は13.4%増の1兆137億円となった。</p> <p>(2) 足立区 (単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">当初算定額</th> <th rowspan="2">増減額</th> </tr> <tr> <th>3年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準財政需要額</td> <td>1,524</td> <td>1,627</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>基準財政収入額</td> <td>607</td> <td>615</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>差(普通交付金)</td> <td>917</td> <td><b>1,012</b></td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>(増減率) 10.3%</p> <p>特別区全体の交付額の増に伴い、足立区の交付額も前年度比で9.5億円増の1,012億円となった。</p> <p>※ 金額は表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、加減乗除した金額に一致しない場合がある。</p> <p>【参考】普通交付金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付額(多い順)足立区－江戸川区－練馬区－葛飾区－板橋区</li> <li>・ 不交付区は、前年度と同様、港区、渋谷区である。</li> </ul>	区分	当初算定額		増減額	3年度	4年度	基準財政需要額	20,904	22,320	1,416	基準財政収入額	12,128	12,335	207	差	8,776	9,985	1,209	内訳	財源不足額	8,935	10,137	1,202	財源超過額	159	152	△7	(普通交付金総額)	8,935	<b>10,137</b>	1,202	区分	当初算定額		増減額	3年度	4年度	基準財政需要額	1,524	1,627	103	基準財政収入額	607	615	8	差(普通交付金)	917	<b>1,012</b>	95
	区分		当初算定額			増減額																																												
3年度		4年度																																																
基準財政需要額	20,904	22,320	1,416																																															
基準財政収入額	12,128	12,335	207																																															
差	8,776	9,985	1,209																																															
内訳	財源不足額	8,935	10,137	1,202																																														
	財源超過額	159	152	△7																																														
(普通交付金総額)	8,935	<b>10,137</b>	1,202																																															
区分	当初算定額		増減額																																															
	3年度	4年度																																																
基準財政需要額	1,524	1,627	103																																															
基準財政収入額	607	615	8																																															
差(普通交付金)	917	<b>1,012</b>	95																																															
問題点 今後の方針	<p>普通交付金の財源1兆539億円に対し、交付額は1兆137億円と、差し引き402億円の算定残が生じているが、都税収入の見込みが確定した時点で、再調整が行われる予定である。</p>																																																	

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	足立区LINE公式アカウントの機能拡張と簡易公募型プロポーザルの実施について																					
所管部課名	政策経営部 報道広報課																					
内容	<p>令和2年9月から運用している「足立区LINE公式アカウント」について、機能を拡張するので報告する。また、受託事業者については、簡易公募型プロポーザルにより選定する。</p> <p><b>1 機能拡張の目的</b></p> <p>(1) 現在運用中の ①プッシュ通知機能、②リッチメニュー機能（いずれも無償提供機能）に加えて以下の機能を拡充し、区の情報発信力を強化する。</p> <p>(2) 国内における月間アクティブユーザー数が9,200万で、幅広い年代が利用するLINEを活用し、区の情報の受け手を増やす。</p> <p>※令和4年9月現在：区公式LINE利用者は約3万6千ユーザー</p> <p><b>2 拡張する機能（区が提案を求める基本機能）</b></p> <table border="1" data-bbox="424 1126 1426 1933"> <thead> <tr> <th data-bbox="424 1126 512 1178">NO</th> <th data-bbox="512 1126 703 1178">機能名</th> <th data-bbox="703 1126 1426 1178">機能内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="424 1178 512 1350">1</td> <td data-bbox="512 1178 703 1350">区・A-メールとの連動</td> <td data-bbox="703 1178 1426 1350">A-メールと同様に、ユーザーが希望したジャンルの情報を配信する。A-メールのジャンル設定と同一（現行15ジャンル）とし、連動して同一ジャンルの情報を配信できるようにする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1350 512 1431">2</td> <td data-bbox="512 1350 703 1431">通報</td> <td data-bbox="703 1350 1426 1431">道路の不具合や不法投棄等について、写真や位置情報を添付して通報できる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1431 512 1512">3</td> <td data-bbox="512 1431 703 1512">入園検討支援</td> <td data-bbox="703 1431 1426 1512">保育園入園の指数シミュレーション及び居住地等の周辺の保育園検索ができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1512 512 1644">4</td> <td data-bbox="512 1512 703 1644">チャットボット</td> <td data-bbox="703 1512 1426 1644">質問事項について選択肢を表示する（シナリオ型）もしくは質問内容を識別し自動で回答を表示する（AI型）機能を導入する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1644 512 1776">5</td> <td data-bbox="512 1644 703 1776">セグメント配信</td> <td data-bbox="703 1644 1426 1776">「居住地」「生まれ年」などを登録し、対象者を限定した配信を可能とする。 （例：高齢者、若年者別の配信など）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1776 512 1933">6</td> <td data-bbox="512 1776 703 1933">リッチメニュー</td> <td data-bbox="703 1776 1426 1933">画面下部に配置するメニューにホームページや他アプリケーションに遷移するボタンを複数配置する。 ※現行の無償機能では、最大6つまで配置可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記1～2及び4～6については、令和2年第365号及び令和4年第465号として個人情報審議会において審議・承認事項。3については個人情報を収集・閲覧しない。</p>	NO	機能名	機能内容	1	区・A-メールとの連動	A-メールと同様に、ユーザーが希望したジャンルの情報を配信する。A-メールのジャンル設定と同一（現行15ジャンル）とし、連動して同一ジャンルの情報を配信できるようにする。	2	通報	道路の不具合や不法投棄等について、写真や位置情報を添付して通報できる。	3	入園検討支援	保育園入園の指数シミュレーション及び居住地等の周辺の保育園検索ができる。	4	チャットボット	質問事項について選択肢を表示する（シナリオ型）もしくは質問内容を識別し自動で回答を表示する（AI型）機能を導入する。	5	セグメント配信	「居住地」「生まれ年」などを登録し、対象者を限定した配信を可能とする。 （例：高齢者、若年者別の配信など）	6	リッチメニュー	画面下部に配置するメニューにホームページや他アプリケーションに遷移するボタンを複数配置する。 ※現行の無償機能では、最大6つまで配置可能
NO	機能名	機能内容																				
1	区・A-メールとの連動	A-メールと同様に、ユーザーが希望したジャンルの情報を配信する。A-メールのジャンル設定と同一（現行15ジャンル）とし、連動して同一ジャンルの情報を配信できるようにする。																				
2	通報	道路の不具合や不法投棄等について、写真や位置情報を添付して通報できる。																				
3	入園検討支援	保育園入園の指数シミュレーション及び居住地等の周辺の保育園検索ができる。																				
4	チャットボット	質問事項について選択肢を表示する（シナリオ型）もしくは質問内容を識別し自動で回答を表示する（AI型）機能を導入する。																				
5	セグメント配信	「居住地」「生まれ年」などを登録し、対象者を限定した配信を可能とする。 （例：高齢者、若年者別の配信など）																				
6	リッチメニュー	画面下部に配置するメニューにホームページや他アプリケーションに遷移するボタンを複数配置する。 ※現行の無償機能では、最大6つまで配置可能																				

### 3 事業者の選定

今回拡張する機能に加え、他の有効な機能提案、将来的な拡張性、費用対効果等を総合的に判断するため、簡易公募型プロポーザルで事業者を選定する。

(1) 稼働時期

令和4年度中

※ただし、簡易公募型プロポーザルでの提案内容による。

(2) 提案限度価格

3,240,000円（消費税込み）

(3) 選定会議委員（予定）

- ・ 政策経営部長
- ・ 財政課長
- ・ ICT戦略推進担当課長
- ・ 情報システム課長

(4) 今後の予定

時期	内容
9月下旬～10月中旬	事業者募集
10月下旬	事業者特定・結果公表
令和4年度中	運用開始

**【参考情報】** 現行のLINE公式アカウント概要

(1) 導入システム名

足立区LINE公式アカウント

【アカウント名】 足立区

【アカウントID】 @adachicity

(2) 運用開始日

令和2年9月14日（月）

(3) ユーザー数（令和4年9月1日現在）

35,878ユーザー

(4) 経費

LINE株式会社から無償提供されている機能を活用

問題点  
今後の方針

簡易公募型プロポーザルの手続きを進め、年度内の運用開始を目指す。

# 総務委員会報告資料

令和4年9月26日

件名	「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う対応について
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内容	<p>個人情報の保護に関する法律の改正（以下「改正法」という。）に伴い、区の個人情報保護制度のあり方について、足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）より別紙のとおり答申があったので報告する。</p> <p><b>1 法改正の経緯と主な内容</b></p> <p>(1) 各地方自治体の個人情報保護条例の規定・運用の相違が課題になっていた。</p> <p>(2) 課題に対応するため、地方自治体を含む行政機関や民間事業者等の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定し、国がガイドライン等を示すことにより、的確な運用を確保することになった。</p> <p>(3) 各地方自治体の審議会へ個人情報を伴う業務委託や外部提供を事前諮問することが原則できないため、区独自に新たな個人情報保護対策を講じる必要が生じた。</p> <p><b>2 答申の概要</b></p> <p>(1) 審議会の役割について 改正法の施行に伴い、個人情報の取扱いについて、典型的に審議会へ事前諮問できない。個人情報の漏洩等の事故を未然に防止する仕組みとして、外部有識者複数名が加わる区内部組織を設置し、事業実施前に個人情報の取扱いを確認・評価することが望ましい。</p> <p>(2) 要配慮個人情報について 改正法の規定では、条例により要配慮個人情報を独自に定めることができるとしているが、足立区の地域特性その他の事情を考慮しても区独自に条例で規定する必要性はないと考える。</p> <p>(3) 開示請求の決定期限について 現行の区民サービスの水準を低下させることのないよう、決定期限はこれまで同様の14日以内とすることが望ましい。</p> <p>(4) 個人情報ファイル簿について 作成方法や管理等について、改正法施行までに規則で規定することが望ましい。</p> <p>(5) 特定個人情報保護条例について 内容が重複する部分を確認・整理することが望ましい。</p>

(6) 個人情報保護対策について

個人情報を安全に取り扱うために、今まで以上に個人情報保護対策について理解を深める必要がある。区政情報課は、区の個人情報保護が十分に図られるような仕組みを構築することが望ましい。

**3 審議会の審議経過**

令和3年	9月9日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「足立区の個人情報保護制度のあり方」について審議会に諮問</li><li>・ 専門的知見のある学識経験者で構成される小委員会において調査検討を開始</li></ul>
令和4年	3月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小委員会より調査検討の中間報告</li></ul>
	7月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小委員会より審議会へ最終報告</li><li>・ 審議会より答申</li></ul>

**4 今後の予定**

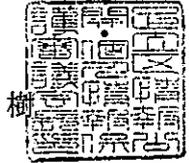
- 令和4年10月 個人情報保護制度のあり方について区の方針を策定
- 令和4年12月 第4回定例議会に改正法施行に伴う関連条例の廃止、制定、改正を提出
- 令和5年 3月 改正法施行に伴う関連規則等を整備
- 令和5年 4月 地方自治体に対して改正法が適用

問題点  
今後の方針

審議会答申を踏まえ、個人情報保護措置のレベルが従来通り保たれるよう、関連条例や運用ルールを策定していく。

足立区長  
近藤 やよい 様

足立区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 川合 敏 樹



足立区情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問事項について（答申）

令和4年7月28日に審議を行った、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号及び第2条第1項第2号に係る事項についての本審議会の意見は、下記のとおりです。

実施機関においては、本審議会の存在意義を十分に認識し、本答申に至る審議での質疑応答の内容をも鑑みて、本答申を最大限に尊重して事務事業を遂行していただきたい。

記

<諮問事項及び審議会意見>

〔諮問第432号〕

改正個人情報保護法施行に伴う区条例等の整備

(1) 情報公開制度の運営に関する重要事項

〔足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号〕

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

〔足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号〕

審議会内に設置した小委員会での調査検討結果を踏まえ、別紙「足立区の個人情報保護制度のあり方について」のとおり答申する。

なお、委員の一名より以下の意見があった。

【意見】

現行の「足立区個人情報保護条例」では、機微情報の取得制限に関する規定やオンライン結合に関して個人情報保護審議会の関与を得る必要があるなど、「個人情報の保護に関する法律」の仕組みにはない独自の規定があり、足立区では、個人情報の取扱いについて、厳格に運用している項目があった。審議会小委員会の最終報告では、足立区がどうすべきか、審議会ができることについて、最善の内容となっているが、「個人情報保護に関する法律」の規定自体に懸念すべき点があることについて、地方自治体として表明すべきと考える。

以上

足立区長

近藤 やよい 様

足立区情報公開・個人情報保護審議会

会長 川合 俊樹

## 足立区の個人情報保護制度のあり方について

令和3年5月19日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「改正法」という。）の施行に伴い、足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）諮問第432号について、足立区情報公開・個人情報保護審議会で審議した結果、以下のとおり答申する。

### 1 総論

足立区の個人情報保護制度については、国の法制化に先立ち制定され、審議会や実施機関等の取組みによりその基盤が築かれてきた。この度の改正法の施行は、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、各地方自治体で規定している個人情報保護条例に替わる規律を整備したものである。

これまで足立区における個人情報保護制度は、事業実施前に区民や専門家に諮ることにより、透明性と個人情報保護を確保してきた。法改正後は区も法に則った対応が求められるが、今まで培った個人情報の保護対策に加えて、個人情報の運用を事前に内部評価するなど区独自のルールを充実させることにより、保護対策を万全のものとし区民の信頼に応えるものとすべきである。

### 2 論点の設定

個人情報保護委員会より公表された、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」等を検討した結果、以下のとおり論点を整理した。

- (1) 審議会の役割について
- (2) 要配慮個人情報について
- (3) 開示請求の決定期限について
- (4) 個人情報ファイル簿について
- (5) 特定個人情報保護条例について
- (6) 個人情報保護対策について

### 3 論点別の意見

#### (1) 審議会の役割について

審議会は外部の視点から個別具体的に審査する区の附属機関として長い歴史をもち、足立区における個人情報保護の運用に多大な貢献を果たしてきた。

しかしながら改正法施行に伴い、個人情報の取得、利用、提供などを類型的に審議会へ諮問する区独自の条例を定めることは認められない旨を国は示しているため、審議会に事前諮問することは困難となる。

とはいえ、改正法施行後においても、現状の足立区における個人情報保護の対策の水準を維持することは不可欠であるため、個人情報の恣意的な内部利用や、講じた個人情報保護対策を評価するなどの個人情報の漏えい等の事故を未然に防ぐ、新たな仕組みをつくる必要があると考える。具体的には、専門的知見を有する外部有識者が複数名加わる区内部組織（仮称・足立区個人情報保護評価委員会）を区独自に設置し、事業実施前に個人情報の取扱いを確認・評価することが望ましい。

#### (2) 要配慮個人情報について

改正法第2条第3項では要配慮個人情報として一定の情報を定義しているが、これに加えて第60条第5項の規定では、地方自治体は地域特性その他の事情に応じて、条例により要配慮個人情報を独自に定めることができるとしている。

区ではこれまで、特に配慮を要する情報として、①思想、信条及び宗教に関する事項、②人種及び社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、③犯罪に関する事項について、足立区個人情報保護条例第11条で収集を原則禁止してきたところ、これらの情報は全て改正法第2条第3項に規定されている要配慮個人情報に含まれており、足立区の地域特性その他の事情を考慮しても、区独自に条例で規定する必要性はないと考える。

#### (3) 開示請求の決定期限について

保有個人情報の開示請求に対する決定期限については、「足立区個人情報保護条例」で14日以内と規定し、短期間で情報公開を行い、透明性や区民サービスの向上に努めている。改正法はこれを30日以内と規定しているが、改正法の規定に反しない限り、決定期限を地方自治体が独自に定めることを妨げないとしている。

現行の区民サービスの水準を低下させることのないよう、決定期限は、これまで同様14日以内とすることが望ましい。

#### (4) 個人情報ファイル簿について

改正法第75条第1項の規定により、地方自治体は個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられている。

足立区は70万人弱の人口を有する自治体であり、多種多様な個人情報ファイルを有している。個人情報ファイル簿の正確性を担保するため、その作成方法や管理等について、改正法施行までに規則で規定することが望ましい。

#### (5) 特定個人情報保護条例について

足立区においては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律」(以下「番号法」という。)の施行に合わせて、平成28年に「足立区特定個人情報保護条例」を制定し、特定個人情報の取扱いを規定した。

この度、番号法の改正も実施され、特定個人情報の取扱いについて、多くの部分で改正法の内容が適用された。改正法施行までに、内容が重複する部分を確認・整理することが望ましい。

(6) 個人情報保護対策について

改正法施行後は「相当の理由」がある場合に個人情報の内部利用が認められることとなり、個人情報の共有が進むと推測される。個人情報を安全に取り扱うため、区職員は個人情報の利用範囲や共有範囲について常に意識し、今まで以上に個人情報保護対策や法の解釈や運用について理解を深める必要がある。

区政情報課は、区の個人情報保護が十分に図られるよう、法に基づく個人情報の取扱いについて、職員向け研修の充実、内部評価委員会の活用や外部点検委託など通じて、定期的に確認できる仕組みを構築することが望ましい。

以上